

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の事業所を除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和8年度障害福祉サービス等情報の報告について（依頼）

平素より県障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、「障害福祉サービス等情報公表制度」は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、事業者に対して障害福祉サービスの内容等の報告を求めるとともに、県が報告された内容を公表する制度です。

また、令和7年9月8日付け障第684号により通知した経営情報の報告については、今後、毎会計年度終了後3月以内に報告いただく必要があります。

以上について、令和8年度の情報報告・公表を別添実施要綱に基づき実施しますので、各事業者におかれては、下記のとおり、「障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）」により報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告期限までに報告がなされないことにより「情報公表未報告減算」が適用される場合があるほか、指定更新の申請時に報告が確認できない場合は指定の更新ができませんので、ご留意願います。

記

1 対象

全ての指定障害福祉サービス等を提供する事業者（岐阜市所管の事業所・施設を除く。）

2 報告期限

（1）障害福祉サービス等情報

- ① 令和8年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者（就労選択支援を含む）

令和8年7月31日（木）

※就労選択支援事業所についても5月1日より入力可能となっております（5月7日にWAM NETから各事業者あてメール送信）

- ② 令和8年4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

指定を受けた日から2か月以内（例：7月1日指定の場合、報告期限は9月30日）

(2) 障害福祉サービス等事業者経営情報

毎会計年度終了後3月以内（例：3月末終期の場合は令和8年6月30日）

※システムへの入力に関する事項については、下記の国説明資料・動画をご確認ください。（令和7年8月4日説明会 資料・動画）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

※「報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係」については、国通知別添4をご確認ください。

3 報告方法

「障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）」（以下「公表システム」という。）により報告をお願いします。

※公表システムに報告内容を入力後、必ず「承認者へ申請する」ボタンを押下してください。（障害福祉サービス等公表システム操作説明書（事業者用）の38ページ参照）

4 報告内容

その他、詳細については下記要綱等を参照してください。

- ・実施要綱：令和8年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱
- ・国通知：令和7年9月1日付け障障発0901第1号障害福祉サービス等情報公表制度の施行について
- ・参考資料：令和7年度障害福祉サービス事業者等集団指導資料（抜粋）

所属	健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係		
係長	奥田	担当	植村
電話	058-272-1111（内線3490）		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		